

エタノール誤注入 「不起訴不当」議決

京大病院事件
検察審査会
で

京大病院(京都市左京区)で二〇〇〇年二月、人工呼吸器の加温加湿器に消毒用エタノールが誤注入され、左京区の藤井沙織さん(当時十七歳)が死亡した医療事故で、業務上過失致死

議決書によると、元看護

師(28)(業務上過失致死罪で有罪確定)が蒸留水と間違えて注入、急性エタノール中毒などで死亡させた。医師は死亡診断書で、死因を「急性心不全」とし、死の種類欄では「病死及び自然死」に丸印をつけた。審査会は、医師について「死亡診断書に誤注入を明記すべきなのに意図的に書かなかつた(被害者の)両親にも説明しておらず、事実を隠へいする意図がうかがえる」と指摘。虚偽有印公文書作成、同行使容疑について不起訴不当とした。副看護師長は部下を指導し未然に防止する責務があったとし、業務上過失致死容疑で同様に議決した。

京大病院人工呼吸器エタノール事件
検察審査会医師・看護師長不起訴不当議決
2004年9月18日 讀賣新聞(大阪)